

下水道への接続義務について

排水設備の設置

下水道処理区域に住宅、店舗をお持ちの方、下水道への接続はお済ですか？

下水道への接続は、供用開始日から「遅滞なく」

(下水道法第10条第1項・佐伯市公共下水道条例第3条)

汲み取り便所の水洗便所への改造と下水道への接続は、供用開始日から **3年以内**

下水道法や佐伯市公共下水道条例で、このように下水道への接続義務が決められています。この規定は、浄化槽の有無、建物の種類や古い新しい、工事費用の多い少ないにかかわらず適用されます。

※「遅滞なく」の意味とは…事情の許す限り最も速やかに

まだ接続がお済でない方は、すみやかな接続をお願いします。

なお、接続工事は、「佐伯市公共下水道排水設備指定工事店」しかできません。

まずは、指定工事店をご自分で選び、ご相談ください。

借家やテナントの場合は、貸主との協議等も必要となります。

なぜ…下水道への接続が義務なのでしょう？

下水道を整備しても、つながないご家庭からは、依然として生活雑排水が排水路や側溝に流れることとなります。それでは清潔で快適な生活環境をつくる。川や海を生活排水汚濁から守る。という本来の目的が達成できません。

また、排水路や側溝の清掃などの維持管理管理するための負担も必要となります。

このことから、誰もが下水道に接続しなければならないのです。

下水道に接続するメリットは？

処理区域の生活環境が向上すること以外にも、次のようなメリットがあります。

- 浄化槽の維持管理（送風機の電気代・保守点検料・清掃料・検査手数料）、メンテナンスにかかる負担がなくなります。
- 排水路や側溝などの清掃や消毒の負担が軽減されます。
- 排水路や側溝から発生する悪臭や害虫（蚊やハエ）の発生を抑止します。
- 宅内の排水設備は個人管理ですが、公共ますから先の下水道管は市に管理を任せられます。

下水道接続への排水設備工事の事務手続き

- 申請者（水洗化工事等の依頼者）は、指定工事店に直接工事の見積り依頼をします
- 指定工事店が、設計・見積りを提出します。
現地調査後設計・見積りを提出しますので、便器の種類・施工方法・支払条件など十分な打ち合わせをしてください。
- 申請者（依頼者）は、指定工事店に直接工事の申し込みをします。
- 指定工事店は、市へ「排水設備等（計画）確認申請書」を提出します。
- 市は、「排水設備等確認書」を指定工事店に交付します。
市は、申請書をもとに構造・使用材料・施工方法等が市の基準に合い適正かを審査して工事の確認をします。
- 指定工事店は、工事に着手します。
工事は、トイレ・台所・浴室などの排水口から取付け管までの排水管やますを新設します。
既設の便槽・浄化槽は、清掃・消毒したあと撤去または土砂等で埋め、便器と給水タンクを据え付け、配管を行います。
- 指定工事店は、工事後直ちに「工事完了届」を市に提出します。
- 市は、完了検査を行い検査に合格すると「検査済証」を交付します。
検査は、確認申請書どおりに工事が行われたか、調べるものです。
検査済証は、玄関などの見やすいところに貼ってください。
- 申請者（依頼者）は、「下水道使用開始届」を市に提出し、下水道を使用できるようになります。
- 申請者（依頼者）は、指定工事店へ工事代金の支払いをします。